○宮古島市保良泉ビーチ条例

平成17年10月1日
条例第168号

(設置)
第1条　市民の憩いの場として、また地域住民と島外観光客等との海洋レクリエーション交流の場として市の観光振興を図るとともに地域活性化に寄与するため、保良泉ビーチ(以下「ビーチ」という。)を設置する。

(名称及び位置)
第2条　このビーチの名称及び位置は、次のとおりとする。
(1)　名称　保良泉ビーチ
(2)　位置　宮古島市城辺字保良1139番地1

(施設)
第3条　ビーチの施設は、園路及び広場、修景施設、遊戯施設、休養施設、便益施設、管理施設その他の施設(以下「施設」という。)とする。

(指定管理者による管理)
第4条　ビーチの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
(管理業務)

第5条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　ビーチの維持管理に関する業務
(2)　ビーチの利用の許可に関する業務
(3)　利用料金の徴収及び減免に関する業務
(4)　その他ビーチの管理に関し、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)
第6条　市長は、ビーチの管理を行わせるため、法人その他の団体であって次の要件を満たすものを指定する。
(1)　その事業計画書による施設の管理運営が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
(2)　その事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3)　事業計画書に添った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
(4)　宮古島市内に主たる事務所を有する法人又はその他の団体であること。
2　前項の規定による指定は、ビーチの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3　前項の規定による申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。
4　市長は、第1項の規定により指定するときは、その旨を告示しなければならない。

（協定書の締結）
第7条　指定管理者は、施設の管理に関して協定書を締結しなければならない。
（事業報告）
第8条　指定管理者は、毎年度終了後1月以内に事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
2　市長は、ビーチの管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務又はそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（指定管理者の指定の取消し等）
第9条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
2　前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（供用時間及び休止）
第10条　ビーチの供用時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。
2　指定管理者は、ビーチの管理上及び公益上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設の全部又は一部の供用を休止することができる。
3　指定管理者は、供用時間の変更及び休止をする場合においては、施設の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。
（利用料金）
第11条　利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の返還）
第12条　既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が、特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）
第13条　指定管理者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定めると

ころにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
(1)　宮古島市市立小学校及び中学校の児童生徒、幼稚園及び保育園の園児が、授業又は保育上の目的のため教職員等に引率されて利用するとき。
(2)　宮古島市が主催して行う事業の一環として利用するとき。
(3)　国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体が公用若しくは公共用又は公益上の目的のため利用するとき。
(4)　前各号に定めるもののほか、市長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。
2　前項の規定による減免を受けようとするものは、指定管理者に利用料金減免申請書を提出しなければならない。

(利用の制限)
第 14 条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の利用を制限し、又は停止することができる。
(1)　利用の目的に反したとき。
(2)　公の秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
(3)　偽りその他不正な行為があったとき。
(4)　災害その他の事故により利用できなくなったとき。
(5)　工事その他市の事業執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
(6)　その他、施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為があったとき。

(施設等の建築禁止)
第 15 条　指定管理者は、ビーチ内において建築物及びその他の工作物の建築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である施設の建築について、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)
第 16 条　指定管理者は、ビーチを管理する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償)
第 17 条　ビーチ内における盗難、き損、その他の事故及び自然災害等の不可抗力によって生じた損害については、市は、賠償を負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。
2　施設その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(指定管理者の原状回復の義務)
第 18 条　指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の取消しの告示）
第 19 条　市長は、第 9 条第 1 項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

（委任）
第 20 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の保良泉ビーチ設置及び管理に関する条例（平成 5 年城辺町条例第 11 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第１１条関係）

種　別	区　分	単　位	利用料金
プール及び渓流下り	大人	１人当たり	５００円
	子供	１人当たり	２００円

備考

供用時間は、午前８時から午後７時までとする。

子供利用料金は、中学生以下とする。

大人利用料金は、高校生以上とする。

○宮古島市保良泉ビーチ条例施行規則

平成17年10月1日
規則第188号

(趣旨)

第1条　この規則は、宮古島市保良泉ビーチ条例(平成17年宮古島市条例第168号。以下「条例」という。)第20条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(指定申請)

第2条　条例第6条第2項に規定する申請は、保良泉ビーチ指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2　条例第6条第3項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1)　事業計画書及び収支予算書

(2)　定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則等)

(3)　前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(法人以外の団体にあっては、事業実績報告書及び決算書等)

(4)　市税納税証明書(市税等について未納税額がないことの証明)

(5)　労働保険料納付済証明書

(6)　その他、市長が特に必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第3条　条例第6条第4項に規定する告示は、保良泉ビーチ指定管理者指定告示(様式第2号)によるものとする。

(指定管理者の通知)

第4条　市長は、前条の告示をしたときは、指定管理者に指定するものに対し、保良泉ビーチ指定管理者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(協定書)

第5条　条例第7条の規定による協定書で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　事業計画書に関する事項

(2)　利用に係る供用時間に関する事項

(3)　利用に係る利用料金に関する事項

(4)　事業実績報告書に関する事項

(5)　本市が支払うべき管理費用に関する事項

(6)　指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項

(7)　ビーチ(条例第2条に規定するビーチをいう。以下同じ。)の管理上、自治体に生じた損害賠償に関する事項

(8)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(9)　その他市長が必要と認める事項

（事業報告）
第6条　条例第8条第1項に規定する事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
(1)　ビーチの管理業務の実施状況及び利用状況
(2)　ビーチの利用料金の収入の実績
(3)　ビーチの維持管理に係る経費の収支状況
(4)　その他市長がビーチの管理の実態を把握するために必要なものと認めた事項

（指定管理者の指定の取消し等通知）
第7条　条例第9条第1項の規定による指定管理者の取消しを命ずるときは、保良泉ビーチ指定管理者指定取消し等通知書（様式第4号）により、指定管理者に通知しなければならない。

（供用時間及び休止）
第8条　条例第10条の規定に係るビーチの供用時間の変更及び休止をしようとする場合は、速やかに保良泉ビーチ供用時間変更申請書（様式第5号）を、休止しようとする場合は保良泉ビーチ休止申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の納付）
第9条　保良泉ビーチを利用しようとする者は、条例第11条第1項の規定により入場の時に利用料金を納付しなければならない。

（利用料金）
第10条　条例第11条の規定によりビーチの利用料金の額を定めようとするときは、保良泉ビーチ利用料金承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の返還）
第11条　条例第12条の規定によりビーチの利用料金の返還を求めるときは、保良泉ビーチ利用料金返還申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免）
第12条　条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除する額は次のとおりとする。
(1)　条例第13条第1項第1号から第3号までに該当する場合　利用料金の全額
(2)　条例第13条第1項第4号に該当する場合　その都度指定管理者が定める額
2　条例第13条第2項の規定による減免申請書は、保良泉ビーチ利用料金減免申請書（様式第9号）とする。

（施設設置の許可申請）
第13条　条例第15条の規定により建築物等の施設の設置の許可を受けようとするものは、保良泉ビーチ施設設置許可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(施設汚損等報告)
第14条　条例第17条第2項の規定による施設の汚損等があった場合は、指定管理者は保良泉ビーチ施設汚損等報告書(様式第11号)により、市長に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の取消しの告示)
第15条　条例第19条の規定による告示は、保良泉ビーチ指定管理者指定取消し告示(様式第12号)によるものとする。

(補則)
第16条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)
2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の、保良泉ビーチ設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年城辺町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

申請年月日　　年　　月　　日

宮古島市保良泉ビーチ指定管理者指定申請書

宮古島市長　様

申請者　住所
団体名
代表者氏名
電話

宮古島市保良泉ビーチの管理について指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

1　事業計画書
2　その他関係書類
　(1)　事業計画書及び収支予算書
　(2)　定款及び寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則等)
　(3)　前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(法人以外の団体にあっては、事業実績報告書及び決算書等)
　(4)　市税納税証明書
　(5)　労働保険料納付済証明書
　(6)　その他市長が特に必要と認める書類